

## 軽自動車・バイク（126cc以上）の手続き

軽自動車税は、原則、車両を置いている住所地で課税されることから、車両の置き場所を変更された際には住所変更の手続きが必要になります。なお、車種によって届出先が異なりますのでご注意ください。

### 届出先

車種	届出先	持参するもの
軽自動車（四輪）	住所地を管轄する軽自動車検査協会(表1)	車検証、住所証明書、印鑑、自賠責保険証、標識
二輪の小型自動車 (126ccから)	住所地を管轄する陸運支局(表2)	車検証、住所証明書、印鑑、自賠責保険証、標識

※表1、表2は千葉県内で手続きをする場合についてのみ記載しております。

また、陸運支局、千葉県外の軽自動車検査協会で行った場合は、交付された「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）」又は「軽自動車変更（転出）申告書」の写しを税務住民課にご提出ください。

### (表1): 軽自動車(四輪)

ナンバー	管轄区域	管轄事務所
千葉	千葉市・銚子市・佐倉市・東金市・旭市 四街道市・八街市・匝瑳市・香取市 大網白里市・山武郡のうち九十九里町 香取郡のうち東庄町・印旛郡のうち酒々井町	<b>千葉事務所</b> 〒261-0002 千葉市美浜区新港223-8 TEL 050-3816-3114
成田	成田市・山武市・富里市 山武郡のうち横芝光町、芝山町 香取郡のうち神崎町、多古町	
習志野	習志野市・八千代市・船橋市・市川市 鎌ヶ谷市・浦安市・印西市・白井市 印旛郡のうち栄町	<b>習志野支所</b> 〒276-0040 八千代市緑が丘西8-10-1 TEL 050-3816-3115
野田	流山市・野田市	<b>野田支所</b> 〒278-0013 野田市上三ヶ尾207-26 TEL 050-3816-3117
柏	柏市・我孫子市	
松戸	松戸市	

袖ヶ浦	館山市・木更津市・茂原市・勝浦市・鴨川市 君津市・富津市・袖ヶ浦市・いすみ市 南房総市・長生郡・夷隅郡・安房郡	袖ヶ浦支所 〒299-0265 袖ヶ浦市長浦字拓式号580-101 TEL 050-3816-3116
市原	市原市	

(表2):二輪の小型自動車

ナンバー	管轄区域	管轄事務所
千葉	千葉市・四街道市・佐倉市・八街市・東金市 富里市・山武市・成田市・匝瑳市・香取市 旭市・銚子市・大網白里市・九十九里町 芝山町・横芝光町・多古町・神崎町・東庄町 印旛郡のうち酒々井町	<b>千葉運輸支局</b> 〒261-0002 千葉市美浜区新港198 TEL 050-5540-2022
野田	野田市・流山市・松戸市・柏市・我孫子市	<b>野田自動車検査登録事務所</b> 〒278-0013 野田市上三ヶ尾207-22 TEL 050-5540-2023
習志野	船橋市・八千代市・習志野市・市川市 鎌ヶ谷市・浦安市・印西市・白井市 印旛郡のうち栄町	<b>習志野自動車検査登録事務所</b> 〒274-0063 船橋市習志野台8-57-1 TEL 050-5540-2024
袖ヶ浦	市原市・袖ヶ浦市・木更津市・君津市 富津市・鴨川市・南房総市・館山市・茂原市 いすみ市・勝浦市・鋸南町・長柄町・長南町 睦沢町・白子町・一宮町・大多喜町・御宿町 長生村	<b>袖ヶ浦自動車検査登録事務所</b> 〒299-0265 袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77 TEL 050-5540-2025